

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年6月23日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから6月23日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、ヨシノさん、お願いします。

○記者 すみません。テレビ朝日、ヨシノです。

今日の島根2号機の審査書取りまとめということですが、直前になって、テロ対策施設って、私たち呼んでいる、特定重大事故等対処施設の審査ガイドが紛失していたと。要するに、処分されてしまっていたということが明らかになって、このまま委員会をその議題を進めるかどうかについて、意見が割れたと思うのですが、委員長は、このまま進めていいという派だったと思うのですが、こういう判断に至った、その中身といいますか、判断、どうしてそういう判断になったのか教えてください。

○更田委員長 まず、紛失ではなく誤廃棄ですね。誤って廃棄してしまった。で、その廃棄の仕方というのは、いわゆる機密文書の廃棄の仕方としての廃棄のされ方だったというふうに、これまでのところは聞いています。

で、御質問にお答えしますと、まあ機密というか、非公開文書を、開示を受けていた非公開文書の廃棄と、それから今日の議題との関係ですけれども、この事例、この事案が審査書の内容に影響が及ぶものではない。設置許可で議論する対象のものではない。それから、原子力委員会、経済産業大臣に対する意見照会についても、その内容に影響が及ぶものではないと。これがもし、許認可の判断であれば別の展開もあったかもしれないけれども、審査書を取りまとめる、それからパブリックコメントを開始する、そして原子力委員会、経済産業大臣の意見を聴取するという点においては、今回の事案が及ぶものではないという考えで、私はその多数派のほうに加わったということです。

○記者 この後は、その廃棄、廃棄されてしまった処分されてしまった、そういうことを調べる等々の課題は残っていると思いますが、この後についてはどのように、委員長はされる予定なのでしょうか。

○更田委員長 それは、今日の委員会の中でも、市村部長に対して尋ねたところではあるのですが、検査は日常検査が続いているわけですからその検査の中で聞き取りがあれば行うことになるでしょうし、誤廃棄そのものは、行為そのものはある意味シンプルでは

あるけれど、誤廃棄した後の対処、今日までが期限だった報告書の中にそれが記されていたわけですが、中国電力の対処がどうであったかというようなことは、これから聞き取っていくことになるんだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、サカイさん、お願いします。

○記者 すみません。中国新聞のサカイです。よろしくお願いします。

今の文書廃棄に絡んでですけれども、今日、確かに、審査書案が取りまとめられて、一つの山場を越えた形ではあるのですが、そもそも、これだけの機密性の高い文書を無断で廃棄していたということで、原発事業者としての適格性も疑われかねない事態と、一般的には捉えられるかなと思うのですが、その中でこうして審査書案の取りまとめをしたということの妥当性というのはどうなのか、改めてお考えをお聞かせください。

○更田委員長 妥当だと考えたので本日取りまとめを行ったわけです。で、事案の中身、それから誤って、意図的なのか、誤って廃棄なのか。報告を受けている限りにおいては誤って廃棄をした。そこに、もし何らかの意図が介在しているといっても、当方も持っている文書の写しを廃棄したわけですから、意図があったとしても、その意図に何か得られるものあるとも思えないのですけど。さらに本で行ったのは審査書の取りまとめ、案はまだ案の状態であって、これからパブコメにかかるし、許認可の判断ではありませんので、少なくとも今日の時点で、今回の文書の誤廃棄がパブコメに入る。そのこと自身に与える影響というのは、さらに言えば、その審査書が文書管理であるとか、そういったものを取り扱っているものではありませんので、そういった意味で、本日、今日審査書案を取りまとめ、パブコメに入るという判断したというのは正しかったと思います。

○記者 で、まあ確かに、今回、その審査書や、経済産業大臣への意見を求める際には、議論の対象にはならないと思うのですが、改めて、こうした文書の管理一つとっても、これだけやっぱり疑問を疑わせるとなると、他の管理体制すら疑われかねないような、僕は事案だと、他の方もそう受け止める方いらっしゃるかもしれませんが、そうした中で、中国電力に注文、言っておきたいことが何かあればお願いいたします。

○更田委員長 一事が万事の一事をどう捉えるかって、人によって受け止め方ももちろん違いますし、ただ重大なことは重大だと考えるべきだし、そうでないことを重大に捉えるということは、本当に重大なことを見失うことにもなるし、そういった、だからこそ判断が入るんだろうと思います。いずれにせよ、中国電力は許可を受けるにしろ、受けられないにしろ、彼らの申請がこれから判断を受けて、さらにパブリックコメントで多くの意見を受ける中にあるわけですから稼働するしないにかかわらず、多くの核燃料を抱えるサイトを運用しているわけですから、まあ、きちんとした、しっかりした緊張感を持

って設備、施設の運用に当たって欲しいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

じゃあ、シラツキさん、お願いします。

○記者 島根県の山陰中央新報社のシラツキと申します。

何点かお伺いしたいのですが、まず初めに、まあ、この7年半かかったということに対しての委員長の受け止めに伺えればと思います。

○更田委員長 まず、この期間に関しては率直に言って、その島根に対する審査そのものだけではなくて、他のサイト、他の発電所に対する審査との関連で、関係でこれだけの期間になったんだというふうに捉えています。物凄く平たく言えば、待っててもらった時間、期間もあるというふうに思ってます。先行するもの、もちろん、PWR、先に審査に入ったわけですし、それから先行した柏崎刈羽6・7ともに、そして女川といった審査の進む中で並行して島根の審査を続けてきたわけですが、他サイトとの関係というのは、要した期間に大きく影響していると思います。そして、この島根2号機の審査そのもので言えば、自然ハザードに係る審査については、やはり非常に近い位置にある、震源となり得る断層として、その宍道断層の長さの議論ですが、これについても、規制委員会、規制庁側からの問い掛けに対して、十分安全側の判断として、東西の止める部分についての判断、十分な、立証を行うために十分な証拠を持って議論をするところでは、慎重な審査がされましたし、それからプラント側で言えば、耐震クラスの変更が当初申請としては、当初の中国電力の考え方としてはあったわけですが、これについても議論を経て、耐震クラスの変更は行わないと。その代わり、耐震対策としての対策について、これが今日の委員会の議論でもありましたけども、新たな、国内では前例がない、免震機器といいますか、サポートの採用によってというところで、この辺りは、やはり一定の議論、時間をかけての議論だったと思います。

さらに、今日ちょっと石渡委員からも言及ありましたが、地すべりについて、やり取りがあって、これは私も鮮明に記憶してはいますが、結果として、中国電力は地すべりの可能性のある斜面を削り取ってしまうという形で対処をした。この判断に至るまでのやり取りには、結構な時間がかかったものというふうに記憶をしています。今の時点に立ってしまえば、先行する女川と重なる部分がプラント側については多い議論ですし、そういった意味で、新たに論点となったところというのは、自然ハザードの部分は、当然、新たな、それぞれのサイトで異なるわけですが、プラント側で言えば、新たな論点となったものは、決して多いとは言えないけれども、それでも、個々の重大事故等対策であるとか、耐震補強であるとかといったところについては十分な時間をかけて厳正な審査をしたというふうに思ってます。

○記者 先ほどの発言とちょっと関連することもあると思うのですが、島根のその特

異性の部分については、改めて、そのどういうふうに捉えていらっしゃる。その他のサイトと比べて。

- 更田委員長 特異性という言い方をされるとちょっとですけども、ハザードにはそれぞれ、自然ハザードを考えると、とにかく異なるサイトでは、当然そのサイトごとの特性というのがありますから、固い地盤の上に乗っていて、島根というのは。震源として、考慮しなければならない断層との間の距離が近いというのが、島根の特徴だろうと思います。

それから津波に関して言いますと、かなり離れた波源からの影響についても議論をしたというのが、島根の特徴の一つだと思います。

さらに、委員会の中でも、少し議論はありましたけども、火山活動の想定、火砕流が及ぶ、及ばないに関しては、割とシンプルな議論だったように思いますけれども、火山灰降下物の層厚については、仕上りの数字だけを見ると、当初申請の2センチが、今回、今の審査書案では56センチという想定になってますので、28倍になったと。何でこんなに違いが出てくるんだらうと。確かに、痕跡からすると、これ審査書の中に記述がありますので読んでいただければと思いますけども、残っている痕跡だと、2センチと10センチの等層厚線との間にあって、既往のもので、残っている痕跡だけを捉えると、十数センチ。で、さらにその保守性等を考えても、56までは大分距離があるわけですけども、三瓶山の噴火の履歴の中で、運用期間中に考慮することが求められないような噴火規模というものを除いて考えても、その噴火規模の噴出量を想定してやって、シミュレーションで24時間サイトに向かって風が吹き続けるという、そういう評価をすると56センチという形で、それを採用するという。で、これは申請書に対して、過度に保守的云々というような議論は、こちら側からするわけではありませんので。ただ、その56センチという値は、まあ十分な保守性を備えた結果だというふうに思います。

- 記者 すみません。今後の話になっていくのですが、地元同意の関係でお尋ねしたいのですが、30キロ圏内には、その松江市を除いても5市あって、鳥取の平井知事なんかは、周辺自治体にも、その事前了解の権限を与えるようなことを再三、中電にも求めているのですが、なかなか、そのハードルが高いとは思っているのですが、地元同意の在り方について、その委員長として、どうあるべきか、お考えを伺えればと思います。

- 更田委員長 これは、これまでも原子力規制委員会発足してから、それから、私が委員長になってから、国会でも、それから会見でも常に申し上げていることですけども、規制と、国が行っている規制と、それから地元が了解を与えようとする、そのいわゆる地元のプロセスというのは、それぞれがそれぞれの役割をしっかりと果たす必要があって独立したものであるべきだと思っております。ですから、国の規制が地元の同意プロセスがどうあるべきであるとか、そこでの議論の内容に対して介入も、言及もする必要ではないと思っておりますし、一方、私たちは地元の同意プロセスがこうであるから、審査はこ

うしよう云々というふうに左右されるものではありませんので。原子力規制委員会としては、御地元は御地元で独自にしっかりと、それぞれの判断をされることだと思いますが、それについて規制委員会として、何も見解であるとか、何も申し上げることはありません。

○記者 すみません、最後に、ちょっと関連もして、もうあれですけども、その30キロ圏内というのは46万人ぐらいが暮らしていらっしゃるって、今後、その避難計画の話にもなっていくと思うんですけども、直接規制としては、もう関知されるところではないと思うのですが、改めて、その避難計画の在り方についてのお考えをお願いします。

○更田委員長 関知されることではないでしょうけどと言われて聞かれると、何か答えにくいんですけども、原子力災害対策指針を定めている立場から申し上げますと、その地域の防災計画というのは、地域の特性をしっかりと捉えて策定されることが重要だと思っています。で、その上で周辺のPAZ・UPZ圏内の、もちろん、人口であるとか、動線であるとかというのは、当然議論の対象になるでしょうし、それから島根に関して言えば、島根の特徴ということ捉えるのであれば、これは委員会としての見解というわけではないんですけど、当然のことながら、その県庁所在地との関係、例えば、オフサイトセンターというのは、県庁から数分の距離にあります。これは、他のサイトではあまり見られないもので、しかも発電所との間の距離を考えて、距離を考えたときでも、このオフサイトセンターと県庁の距離が近くて、そして発電所との間の距離も決して遠いわけではないという特徴をどう捉えるかというのは、地域の防災計画をお考えになる上で、一つのポイントにはなるのではないかというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。じゃあ、ツカモトさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

島根2号の関係でお聞きします。先ほど、議題の議論を中断しなかったことというのは、適切だったというふうにお考えだというお話だったと思うんですけど、一方で、2人の委員は、一旦ちょっとこれは概要を把握するまで待たう方がいいんじゃないかという判断をされて、まあ意見は割れたわけですね。ちょっとその何ていうのですかね、逡巡するような、相反するお考えというのは、委員長の頭の中にも浮かんだのでしょうか。

○更田委員長 私は私の意見を形成する上で、特にそんなに悩まなかったです。で、まあ、それは既に申し上げたように、今日、今日行おうとしている判断と、それから今日伝えられた事案との内容との関連を考えれば、今日の判断は前へ進められるだろうというふうに考えました。

ただ、まあこれは委員会の運営で、当然一人一人の委員が独立した考えを持って、見解を持って判断に加わるというのは基本ですので。ですから、意見が割れたこと自体に関して、それは、むしろその個々が独立した判断をされているということの証でもある

ので、割れたこと自体に関して、特に感想を持つわけではありませし、そういった意味で、今日、別の議題、やはり廃棄物の処分、L2のピット処分について、パブコメ行う、行わないでも、同様に意見が割れたと思うのですけども。そうですね、判断が非常に大きく離れた判断、非常に、例えばリスクに与えるインパクトの大きな判断でこれが割れた場合というのは、さらに議論を続けようということに、あるいはなるかもしれない。まあ、今日の二つの採決というのは、どちらかというと手続を前へ進める、進めないの議論ですので、そういった意味で採決の結果に従って、規制委員会としての判断としたということに尽きると思います。

○記者 分かりました。一つ理由の中で挙げられていた、今回は許可の判断、許可する、しないではない、許可の判断ではないというのはあったと思うのですが、逆に言うと、どういう判断になるか分かりませんが、次の、その委員会で許可についての議論をする際までに一定程度得ておきたい結論というか、調査結果というか、何かこう概要のイメージみたいなものというものはあるのでしょうか。

○更田委員長 イメージとしてお話しできるほどははっきりしているわけではないのです、正直言って。一昨日の夕刻にこういったことが、中国電力から報告がありましたという一報を受けて。で、昨日説明を受けて、また今朝ちょっと説明を受けたのですけども。取られた、中国電力が取ってしまった行動というのは、これまで聞く限りにおいては、シンプルなんだけど、先ほど申し上げたように、意図が介在しているかどうかであるとか、あるいは、誤廃棄してしまったと気づいた後の対処がどうだったのかというようなことは、これはそう時間を置かずに聞くことができると思っていますので、パブコメを明日から開始して、30日間、さらに、パブコメ結果の取りまとめ等々、考えると、一月半とか、2か月とか先に許可についての判断をすることになりますので、その時点で、私たちが想像してないような意図の介在があったかどうかとか、あるいは誤廃棄に気づいた後の報告、それは、その社内でどこまでその事案が上げられていて、あるいは規制委員会に対して、その報告書の提出、23日期限の報告書の提出というタイミングで伝えたのがどうであったかというのを中国電力が、今の時点に立って、どう考えているかみたいなことが聞ければというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

あともう一点、ちょっと別の話で恐縮なのですが、ちょっと散々尋ねられているかと思うのですけど、今日、美浜が再起動ということになったと思います。改めて、40年超の原発運転していく上で、委員長の持っていらっしゃる関心、それから関電に対して望むこと。ちょっと重複するとは思いますが、一言、今日という日に合わせていただけますでしょうか。

○更田委員長 そうですね。関西電力に考えて欲しいこと、これは同時に、規制当局の私たちが意識をしなければならぬことなのですけど、技術屋は、あのプラントが30歳であるとか、35歳であろうが、45歳であったとしてもリスクは変わらないという考えるの

ですね。年数が経つことによる材料の劣化であるとか、主に材料、ケーブルの被覆の劣化であるとか、あるいは圧力容器鋼材の脆化であるとかというものを考えたときに、それが、40年から60年という範囲において見られる変化というものを定量的に議論しているからこそ、あまり大きなものとして捉えない。大きなものとして捉えにくいような思考があるのですね。

一方で多くの方にとっては制度が40年、さらに、その延長が20年以下で、以内で、1回限りという制度の認証からすると、美浜3号機は老朽化したという捉え方をされる。で、懸念を持たれる方が多くいる。心配をされる方が多くいるという事実を捉えて、関西電力は、技術的判断からするとこうだよねと言うことに留まらないで、やっぱりしっかりそれだけ注目をされている。懸念を持たれているんだということを認識して、それだけに緊張感を持って、3号機の運転に努めてもらいたいと思います。

○記者 分かりました。あと、やはり人の問題ということを度々触れてらっしゃいますけれども、その点についても、今後、関西電力、定検でまとまるまでの期間ではありますけど、その辺をしっかりとやって欲しいというお気持ちも当然あるということ。

○更田委員長 それは、やはり長期間、停止期間を経ていたということ、それは技術的なことだけではなくて、そのプラントに対する意識であるとか、そういったものにも及ぶでしょうから、関西電力は、これは大飯、高浜と他のサイトも持っているわけですので、経験の共有等に努めて、美浜の中でよい職場環境といいますか、職場文化というのか、意識をきちんと高めて、よりよい姿勢で運転に臨むようにしてもらいたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、カワムラさん、まずお願いします。

○記者 朝日新聞のカワムラです。よろしくお願いします。

先ほど、島根2号機についてなのですけれども、審査が7年半かかったというお話が出ましたけれども、自然ハザードとか、他サイトの関係とか、固有の事情もあると思うのですが、一方で、現在泊だったり、敦賀だったり、志賀原発など、割と長く審査がかかっているサイトもあると思うのですが、その辺り、島根も含めて、共通する原因だとか、要因などあれば、ちょっと教えてください。

○更田委員長 共通するものというのは、それぞれにそれぞれの理由ですね。まず浮かぶのは、とにかく。泊は御存じだと思いますけども、この証拠があるから大丈夫だよねと思っていたこと、北海電力もそう思っていたし、規制当局としても、旧規制当局がその証拠を持って確認をしているんだから、それは大丈夫だろうねと。じゃあ、改めて、その証拠見せてと言ったらなかった。そこで、自然ハザードに対する議論が、プラント側の審査は、一旦ほぼ終了するところの近くまでいって、格納容器の中の格納容器スプレイの立上り配管2本、1本になっているのを増設する、しないなんていう議論までやって

いて。プラント側の審査は、もうあのか、審査に携わっていた人間の感覚からいえば、9割、9合目以上までプラントの審査は行って、そうしたら、今度地震に関する議論が、あるはずの証拠がないとなって、じゃあ、他の方法で立証をしなければならないということで。ある意味ハザードの地震に関する審査は出直しになったわけですね。だから、泊は泊で、非常に泊独特の理由で時間がかかっているし、別の方法で、方法で立証しようとしたときに、何しろ、地質に関することなので、改めてトレンチを掘ったり、ボーリングをしたりという形で、立証するための、北海道電力が立証するための材料を揃えるのに非常に時間がかかった。これは泊の特殊性だと思ってます。

敦賀に関しては、これはもう敷地内破砕帯の議論そのもので、いまだに、その議論は続いているわけですね。これは、敷地内の破砕帯が影響を及ぼさないという立証を行うのは、原電側の責任であって、その過程で提出された柱状図に関する議論などは記録されていると思いますけど、その柱状図がどうして、ああいう形に変えられたかということの検査もまだ続いている状態です。で、まだ、敦賀に関してはプラントの審査に入っているわけではありません。

というのは、プラントの審査に入れるという確証を持てるだけ、ほどには、サイト側の、ハザード側の審査も進んでいるわけではない。これはこれで浦底断層もそうですし、敦賀独特であろうと思っています。

志賀の場合は、これも敷地内破砕帯の議論が残っているという点では同様ですけども、それが理由となって、まだ、他のBWRの審査の順番の後ろにいるという言い方のほうがより平たい言い方だろうと思います。ですから、私たちは、プラントの審査を本格化するに当たって、ハザード側の審査がどのくらい成熟しているか。審査が、というか立証がどのくらい成熟しているかということ、一つの、何といいますかね、目安にするので、そういった意味で、柏崎刈羽、ともに、女川という形で、島根のサイト側のハザードの立証が進んできたということでプラント側の審査に入ってという。まあ、だから審査の順番であるとか期間というのは、それぞれの審査について固有の理由があって、共通するものとしたら、順番のどこに入るかということですが、ハザード側の申請は、順番のどこに入るかというものに左右されるよりも、十分な立証材料が揃うかでするので、共通する要因があるというふうには思いません。

○記者 ありがとうございます。

もう一つ、今、順番の話が出て、凄く気が早いのですが、島根2号機、審査書案が取りまとまって、今後、島根3号機の方の審査にも入ってくると思うのですが、自然ハザードなど、重複する部分はあると思うのですが、今後の審査の展望だったりとか、注意して見ていくべきところなどあれば教えてください。

○更田委員長 審査に要する時間であるとかリソースとかというと、号機ごとに捉えれば、既に許可を受けた新規制基準に適合するという許可を受けた号機があるサイトの並んでいる号機については、当然そのハザード側の審査というのは、まあ一部地盤の安定性

等々はあるかもしれないけれども、格段に、最初に許可を受けたものに比べると、ハザード側の審査は格段に短いものになりますよね。例えば火山灰の想定が、島根を例に取れば火山灰の想定が2号機と3号機で異なるとか、竜巻の想定が2号機と3号機で異なるって、考えにくいので。そういった意味では自然ハザードに関わる審査というのは、仮に今後3号機の審査にもし入ったとすれば、本格的に入ったとすれば、3号機の自然ハザードの部分というのは、はるかに短いものになる。

ですので、既に新規規制基準適合の許可を受けた号機がいる同一サイトの中の並びの号機についての審査というのは、先行する同じサイトの中の先行する号機に比べれば、ずっと短い時間で判断ないしは審査書の取りまとめということではできるだろうと思っ

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

はい。では、まず、シゲタさん、その後、ヒロエさんに行きます。じゃあ、シゲタさん、お願いします。後ろです、後ろです。

○記者 NHKのシゲタです。済みません、2点お伺いしたいのですが、先ほどの美浜3号機のところのお話で、関西電力と規制当局、私たちもそうかもしれないけど、プラントって、45年経とうがあんまり変わらないのじゃないかという意識の話をちょっと触れられていましたが、やはり、まあ美浜3号機だけではないですけど、当時の40年超の運転を振り返ってみますと、前田中委員長も相当に厳しい審査だとお話もされていましたが、期間がないということで、それこそ他のサイトの審査を横に置いておいて、関西電力のサイトを優先して審査をするということも毎週のようにあったと思うのですね。

さらに言えば、ちょっと細かいですけど、ちょっと美浜か忘れましたが、SGの耐震性についても、例えば、何だっけな、計算方式をより正確にするのですね、耐震性の裕度をちょっと下げたような計算式を使ったみたいなのもあって、なかなか一概に、その、何ていうのですかね、順調な審査ではなく、ちゃんと厳しくやってきたのかなというふうに私は受け止めていたところもあるのですね。それで、なので、やはり、40年も60年もそんなに変わらない感覚なのだよと言われちゃうと、これまでの審査って何だったのだろうという気も、若干、そういうふうに受け止めてしまうところもあって、改めて――すみません、私の捉え方が間違えているかもしれないのですが、改めて60年まで運転しても問題がないか、その辺の御所感を改めてお伺いしてもよろしいですか。

○更田委員長 なかなか、この伝え方とその受け止められ方の間のギャップというのはどうしても生まれてしまうものだなど、改めて感じましたけども。

40年を迎えた原発に対して、さらに20年以内で運転を認めるかどうかの判断というのは、例えば当初設計の在り方を見ているし、その炉が設置されたときの設計として、その時点オーケー（OK）とされたものが今の時点から見た場合というのは、これは必ずしも同じ40年経った炉であっても、全く違います、それは。で、必ずしも全ての炉が

今から40年前に許可を受ける、設置許可を受けるときの設計が、当時の設計の一番新しい設計を取っているとは限らない。ですから、それは号機によって全く違います。で、高浜の1・2号機それから美浜の3号機。私、審査会合に出ていましたから、プラントの設計に関しては極めて印象が強いですけれども、当初設計で取られたものを今の時点でどう補うか。で、それは駄目なものなら駄目だから。そういったところに関しては極めて厳しく見たつもりでいます。

先ほど私が申し上げたのは、よく老朽化とか高経年化という言葉で捉えられるものが、材料の変化であったりケーブルの材質の変化であったように捉えられがちな向きはあるけれども、材料の変化とかケーブルの劣化の変化に関しては、非常に大きな保守性を取った上で、さらにその期間における変化というものは、僕らから見たら、要するに技術屋から見るときというのは、急激にディスクリートに、あるところで飛躍的に変化するものではないので、私は、例えば30歳の炉と50歳の炉とを比較するとき、逆に高経年化に囚われ過ぎることのほうがむしろ危険だと思っています。その発電所が与えるリスクを考えたときに高経年化のリスクに過剰に着目してしまうことは、言い換えると、新しい炉は安全なのだという議論になってしまう。今まで事故を起こした炉って、あるいは事故に至るかもしれないような事例に至ったものというのは、決して年数がたった炉だけではなくて、むしろ新しい炉がいきなり事故に至りかねないような経験をします。これは、人の経験でもあるし、それからプラントが、そのプラント自身から得られる経験というのはそのプラントから得られないわけだから、新しい炉って、それがいいわけ。高経年化に過剰に囚われ過ぎることが、かえって、新しければ安全なのだという議論になることをむしろ恐れます。

ですから、時間の経過よりも、むしろリスクに与えるにはより大きなインパクトのあるものがあって、それも特定するのはなかなか難しいですけれども、ですけど、私たち規制当局も、関西電力も1年であるとか2年であるとかという時間の変化だけを捉えたときに現れるものとしては決して明確ではないので、一方で、時間の変化に対して非常に強く懸念を持たれる方もいるということも認識して、まあ、どう認識するのだというのはなかなか難しいですけどね。ですから、決して高経年化や寿命延長に関する視点が甘いということでは決してないし、美浜3、高浜1・2に関して特に印象が鮮烈ですけども、極めて厳しく見たつもりでいます。

ただ、いずれにせよ、年数に拘わらず、たとえ新しい炉であったとしても、原子力発電所を運営する者が、高い緊張感、高い意識を持つことが必要なのは言うまでもないと思っています。

○記者 失礼します。ありがとうございます。済みませんでした。

もう一点、済みません、先ほど島根2の関連で、原子力防災のところ少し触れられていたのですが、一つ特徴として、オフサイトセンターと県庁の位置が近くて、発電所の距離もそんなに遠いわけではないという特徴があると思うのですが、用途として

はもちろん事故対応もそうですし、避難の指揮命令ともあそこで行うことがあると思うのですが、もちろん規制庁の職員の方もあそこに詰められるということで、この距離の近さとか位置関係で、何か課題になっていること、皆様としても課題になっていること、もしくはクリアしなきゃいけないことがあればお伺いしてもよろしいですか。

- 更田委員長 オフサイトセンターと県庁との関係で言えば、メリット、デメリットって、むしろメリットと考えるべきなのかもしれないです。多くの発電所の場合、自然災害と原子力災害は重なると考えるべきだと思っています。むしろそのときに、自然災害に対する対処に指揮を執っておられる県知事がおられる県庁と、それから原子力災害は、災害発生後、現地に原子力防災担当副大臣が飛ばれることになっていますけども、原子力防災の指揮を執られる者が近い距離にいるということは、決してデメリットではないですよ。一方で、県庁がサイトからそう遠くはないということを踏まえて、島根県庁は、私が聞いている限りでは、放射線防護に関して、例えば陽圧化するための部屋であるとか、そういったものに関しては随分強化したというふうに聞いております。さらにこれを進めると、例えばオフサイトセンターを県庁、県庁の中にオフサイトセンターを造るという。ただ、オフサイトセンターは、一方、指揮命令だけではなくて、実動部隊が集まったりもしますので、別の役割があるといえはるので、そういった意味では、県庁とオフサイトセンターが近いということ自体がデメリットになるかということ、そうでもないようには思います。

ただ、例えば今日の議論で宍道断層が議論になりましたけど、宍道断層って、県庁と発電所との間に位置するわけですよ。ですから、自然災害と重畳したときの防災の在り方というのはこれは、内原防がサポートして、御地元できちんとした検討がなされることだというふうに思います。

- 記者 ありがとうございます。

- 司会 はい。

では、ヒロエさん、お願いします。

- 記者 すみません、共同通信のヒロエです。

島根2号機の特徴の一つかなと思ったのが、各原発近くの自治体にアンケート調査を以前やったことがあって、高齢者ですとか、自力で避難できない避難行動要支援者の数が、島根2号機の松江市がPAZ圏内でもUPZ圏内でも全国最多というアンケートを以前やったことがあるんですけど、その避難行動要支援者が周囲に多いということについて、委員長、何かの御懸念ですとか何かお考えがあればお聞かせください。

- 更田委員長 懸念というのは余り正しくはなくてかもしれないですが、当然のことながらPAZ圏内で避難を行う際にサポートが必要な方々はしっかりと特定をされて、そして避難行動のほうと与えるリスクが大きいと考えられる場合には屋内に留まっただく。ただ、とどまっただくケースでもより望ましいのは、必要な遮蔽であるとか陽

圧化がなされるるところにとどまっていたのが、これは各立地地域において対処が既に進められているというふうに認識をしています。

ですから、ヒロエさんおっしゃるように、そういった対象者が多いということは、より整備しなければならないものが、重要度が高いということですので、これは御地元それから地域協議会等で、しっかりとした妥当性について確認がなされるというふうに思います。

○記者 それと、あと、以前委員長が会見とかでもおっしゃっていたのですが、1F事故後に原発内の対策がどんどん進んでいって、1F事故のときのように放射性物質が、こう、ぱっと急に出るといよりはゆっくりじわじわ出てくるみたいなことを考えたほうがいいとか、そのときに屋内退避というふうに訴えかけたらいいかみたいな、そういう問題も規制委員会の中では考え始めているというふうに以前言われていたと思うのですが。その辺りの考え方を、ちょっと今一度教えていただけますでしょうか。

○更田委員長 これはもう、内閣府の原防も認識を持っていて、で、議論を続けているとすべきなのだと思いますけども。屋内退避が有効、というか、屋内退避していられる期間って、時間って、せいぜい48から72ぐらい、2日、3日だと思うのですね。120時間、屋内退避してくださいとか、144時間、屋内退避してくださいというのは、非常に、それ専用の施設でない限り無理であろうと。一方、皆御承知のようにフィルタバントであるとか格納容器の冷却設備であるとかというものを強化したプラントで事故が起きたときに考えられるのは、もう炉心は溶けてしまったけれども、環境中に放射性物質を放出するのは、例えば4日後ですとか5日後ですと。そうすると、炉心が溶けてしまった、屋内退避。となっちゃうと、もう放射性物質が出てくるときには屋内退避してられる期間の限界になってしまって、むしろ屋内退避、そのくらい期間があるのだったら、整然とした行動である限りだったら、移転していただくほうが価値があるかもしれないし、それから、同じ屋内退避するにしても、今のうちに買出しをしておいてというような形になったほうが結果としては望ましいかもしれないのだけど。放射性物質の放出が極めて、事故が発生してから数日後になってしまうようなケースについてというのは、やはり思考訓練とすべきなのか、考慮の上では備えて考えておくべきだというふうには思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ある方、おられますか。

では、フジナミさんで、その後、スズキさんをお願いします。

では、フジナミさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のフジナミです。

美浜の再稼働に関してなのですが、以前、炉の設計の古さについて言及があったかと思いますが、あの炉の設計の古さというのは、カバーしていくにはどうしたらいい

のかというのと、カバーできないみたいな点があり得るのかというのをお聞きしたいです。

○更田委員長 そうですね、炉の設計の古さ。何かいい例がないかな。分かりやすい例をちょっとすぐ挙げようと思うと、ちょっと戸惑うところはあるのですが、耐震設計であるとか、それから事故時の冷却であるとかといったものに関しては、世代によって一定の差がありますけども、分かりにくいのは、必ずしも新しい設計のほうが新しいから安全性が高められているかということ、一概にそうも言えないところがあります。

で、今日の審査の例で言うと、今日の審査書の参考資料に、Mark-Iの改良型とMark-IIとABWRの絵が載っていましたが、それぞれで言うと、例えば一番新しいのはABWRです。これは安全系の系統の分離等に関しては進化していて、そういった意味で事故時に炉心を冷やすという観点では手立てがしてありますけれども、一方で、新しいABWRは、割と耐震に関する余裕を削っているようなところがなくもないので。ですから、ABWRだから全ての点において三つの中で一番安全と、言うほど簡単なものではない。

それから、Mark-Iの改良型とMark-IIで言うと、Mark-I、IIと言うとIIのほうが新しいように見えるけれども、Mark-Iのほうが、耐震、地震に備えるという点では考えやすい部分もあるのと、それから、格納容器の容積という観点からすると、Mark-Iの改良型のほうがMark-IIよりも大きいケースが多いです。

ですから、そういった意味で、設計の古さというのを、これだという例を挙げるのはなかなか難しいのですが、個別のプラントごとに見ていくと、手当てのできる、補えるものがあつたら、より安全性を高めるような工夫というのは、個別のプラントごとに考えていくことになろうと思います。で、補えないものがあるとしたら、これは耐震性でしょうね。耐震強化できるものとできないものがありますので、当初の許可を受けた時点での耐震要求が今後考えるもので耐震要求がぐっと高まったときに、強化できるものとそうでないものがあつて、なかなか難しいものもあり得るだろうというふうには思います。

○司会 はい。

それでは、スズキさん、お願いします。

○記者 新潟日報のスズキです。よろしくお願いします。

島根2号機の文書の誤廃棄の部分をまた伺いたいのですが、今回誤廃棄が発見されたということで、他にもこういったものがないのかどうかというのを、要するにお調べになる指示をされるのかどうか。また、他の事業者ですね、そういったところに対しても同様のものがなかったかどうかというのをお調べになるというふうなお考えはあるのでしょうか。

○更田委員長 今日、市村部長から説明がありましたけども、3月23日に特定重大事故等対処施設でのガイドのようなものを、開示する事業者との間に新しく契約を結び直したと。

そして、状況報告、体制報告を3か月以内にということで、今日がその締切りです。従って、今日を締切りとして、中国電力以外の事業者からも、どのような体制で管理をしていて、現場がどういう状態になっているかという報告書が上がってきますので。まあ、今日締切りだから今日というところもあるのかもしれないですけど、少なくとも今日中にその同等の文書を開示している事業者から報告書が上がってきますので、それを並べてみるということになるだろうと思います。

○記者 ちょっと、今回、誤廃棄ということなので、案件の中身ですね、重さはちょっと分からないですけども、ちょっと東京電力の例で言うと、1個何か不祥事が出てきたときに、次々といろいろと明らかになってきたというケースがあったわけですが、まあ、中国電力がどうかはちょっと分からないですけども、企業体質というか、そういったものまで問うようなものになるのかどうかというのは、如何なのでしょう。

○更田委員長 そうですね、今、柏崎刈羽を比較の対象として出されたので、その比較対象で言えば、これは強烈な違いがあると思っています。随分開きがあると思っています。まだこれから確認、そんなに時間がかかるとは思いませんけど、確認することですけども、誤廃棄に至る上で、注意不足によるものなのか。要するにうっかりなのか、そして注意がどのようになされていたのか。非常に気をつけていたにもかかわらず誤ってなのか、それともそもそも注意喚起がしっかりなされていなかったのかということも違いはあると思いますけども、うーん、ちょっと、KK、柏崎刈羽との比較は随分距離があると思っています。

そして、これから明らかになるでしょうけれども、不注意で起きたことなのか、あるいは怠慢がその中にあったのか、介在したのか。それから、ちょっと考えにくいですけど、何らかの意図が介入していたのかということだろうと思いますけど、今この事例の概略を見る限りにおいては、まあ、KKとの比較が成り立つようなものではないと思っています。

○記者 すみません。確かに、ちょっとの柏崎刈羽との違いというのは大きいかなと思ったんですけども。

いずれにしても、原発の事業者としては、東京電力、前、悪い意味で、東電スペシャルだという話を、前、委員長もされていらっしやいましたけども、ちょっと、今回は中国電力の場合は誤廃棄ということですのでグレードは違うと思うのですけれども、改めて原発の事業者に対する規制委員会としてその向き合い方ですね、相当厳しい目で見ていく、全体を含めて見ていく必要があると思うのですけども、改めて事業者に対して、どういうふうな視点で見ていきたいというふうな思いを持っていらっしやるか、お聞かせてください。

○更田委員長 共通したものを見つけるというのは重要な視点ではあると思いますけど、同時に各事業者の特性をしっかりと踏まえた対処の仕方というのは、今後重要になっていくのだろうと思っています。まあ、ちょっとした例ではありますけども、美浜、高浜、

大飯といった3サイトを運用する関西電力と、例えば伊方だけであるとか島根だけであるとかといった1サイトを運用する事業者、それぞれのメリット、デメリットはあるだろうと思っています。関西電力は、一つのサイトで起きたことを他のサイトに展開することができるでしょうけれども、一方、それだけ大所帯であると、いい意味での大きな変化を望もうとしても、なかなか難しいところがある。コンパクトであればコンパクトであるだけに、全体をきちっと引き締めるということに関して有利な面もあるだろうと思っています。

ですから、経験の蓄積という意味で、上手にやれば他サイトを運用している会社のほうが、事業者のほうが経験の蓄積については望ましいところもあるのだけど、それは正しく運用されている限りにおいてですし、1サイトのみを運用する小さな事業者——小さいという言い方は失礼かもしれないけど、1サイトのみを運用する事業者は、まあ、集中できるという特性をメリットにできるようにしてもらいたいというふうに思います。そして、常駐検査官が、レジデント・インスペクターが24時間いつでも検査に入る状態、これをうまく生かしていきたいというふうに思います。私は、基本的にこれ、検査の質の向上の問題だと思っていますし、常駐している検査官と保全や運転に当たっている事業者の現場の人たちとの間のコミュニケーションを通じて、それぞれのサイトの特徴や文化をしっかりと踏まえることができればいいなというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。

ほかに御質問ございますでしょうか。今、サカイさんが挙げられていますけれども、まだ御質問されていない方で御質問ある方はおられますか。それでは、フルサワさんで、その後、サカイさん2回目ということにさせていただければ。

じゃあ、フルサワさん、お願いします。

○記者 電気新聞のフルサワです。すみません、ちょっと、今日の会合の話じゃなくて申し訳ないのですが、6月10日にCNO会議をやられたときに長期サイクル運転の話が出てですね、そのときに更田委員長は16か月までなら保安規定変更を申請してくれば、審査の中で見ていけるというようなことをおっしゃっていたと思うのですが。ちょっと大変不勉強なのですが、この16か月までという、この16か月というのは、何かメルクマールとしてあるのはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○更田委員長 えーとですね、日本原子力学会の学会誌か論文かにその解説がありますので探していただければと思いますけど、ちょっとここで解説すると、原子炉が、原子力発電所が1サイクル運転すると、今度、燃料を、燃焼度制限に近くなった、燃やし切った燃料を取り出して、新燃料を入れますよね。で、その度に取替燃料と呼びますが、取替炉心の安全解析をやるわけです。で、その12か月、13か月の運転サイクルを16か月

に延ばしたときって何が起きるかという、運転サイクル期間が長くなりますから、炉心を取り替えるときの新燃料の装荷体数が増えます。ですから、各サイクル毎に取り出して、新たに新しい燃料を入れるわけですけど、新しい燃料の体数が増えます。そうすると、安全解析にも当然影響を与えていて、炉心の出力の偏りであるとか、それからPWRの場合で言えば、新しいサイクルを始めるときは、新燃料の装荷体数が多くなりますから、元気な燃料が増えているわけなので、それを抑えるために一次冷却材のホウ酸濃度を高めた形で運転をします。

その一次冷却材の濃度を高めている状態で運転を始めるとどうということが起きるかという、冷却材温度係数といって、冷却材の温度が上がったときに反応度が入るんですけど、負の反応度が、温度が上がっても反応度は負の状態を保たれなきゃいけないんですけど、その余裕が減ってくるのですね。こういった取替炉心毎の安全解析の前提が12から16程度だと、今やっている安全解析の裕度というか不確かさの範囲の中に収まるので、12から16程度であれば、設計で対応しなければならないと考えられる部分というのはちょっと考えにくいので、そういった意味で取替炉心の安全解析の確認をした上で保安規定を出してもらえれば、12から16だったら可能だろうと思います。

○記者 それより長くなると、保安規定だけだと対応できないとかなるのでしょうか。

○更田委員長 それは解析次第だと思いますけども、PWRだと、そうですね、16を超えると、取替炉心の安全解析について、個別に、単に保安規定の変更申請という形ではなくて、ちょっと確認をしたほうがいいんじゃないかと思います。BWRになると、今度はBWRは、燃料の中にガドリニウムという、ガドリという中性子を吸収する毒物を混入して、燃料をやっています。この毒物というのは、燃焼が進行するにつれて消えていくと。ですから、燃料が元気なときには毒物として働いて、後半はその毒物としての機能を失うものを混ぜ込むんですけど、先ほどと同じ理由で、交換する新燃料の体数が増えてくると、BWR、まあ、燃料の設計として、ガドリの濃度を高めるといった可能性があります。このガドリの濃度を高めるのであるならば、これも範囲の問題ではありますけども、設計対処が必要とされるのだったら、設置変更許可から入るという可能性もあります。

○記者 すみません。ありがとうございます。

○司会 それでは、最後、サカイさん、お願いします。

○記者 中国新聞のサカイです。済みません、最後に一つだけ教えてください。

今回、島根原発2号機、沸騰水型ということで、これまでは沸騰水型で合格は幾つかありますけど、まだ再稼働に全て至っていない中で、この島根原発2号機の、今回の審査書案取りまとめの意義ですよね。ともすれば、この島根原発2号機がもしかしたら再稼働の最初になる可能性もあるわけで、そんな中で、信頼という面で、再稼働は信頼が大前提と思うのですが、この、今進まない沸騰水型の中でこの島根原発2号機の審査書案取りまとめの意義と期待をお願いいたします。

○更田委員長 殊更に意義を考えるよりは、むしろ一つ一つ、きちんと厳正な審査ということが私たちの役割だろうと思いますし、まだ、仮に許可という判断になったとしても、その後に設工認、使用前確認がありますし、それから保安規定も見ていくこととなります。まあ、これは、中国電力、十分に分かっていると思いますけれども、文書の誤廃棄一つ取っても、自社の活動に非常に大きなインパクトを与えかねないわけですから、もうあらゆることにしっかりと取り組む、今一度組織の引締めにかかってもらいたいと思いますし。

それから、実際にその許可を受けたとしても、島根にしても、まだ防潮堤等々に關して対処が必要ですから、まだ、そんなに直ぐにというわけではないでしょうから。まだまだ長い努力が必要ですが、まあ、中国電力は比較的投資を、今まで安全対策に関して言うと、投資を惜しまない姿勢を見せてきたので、そういった意味で、いい意味での中国電力の特徴や会社の文化というものを生かしてもらいたいというふうに思いますし、審査書の取りまとめといっても、気分としてはまだまだこれからなのだというのが、私たちもそう思っていますし、中国電力もここで緩まないでもらいたいというふうに思います。

○司会 はい。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—